

令和 8 年度朝来市障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し、必要な事項を定める。

2 適用範囲

朝来市の全ての組織とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者を雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業団体）

4 調達目標

令和 8 年度においては、前年度実績を目標とし、それを上回るよう努める。

（参考）令和 7 年度実績：26,987,355 円

5 調達の推進方法

障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報収集を行い、庁内各部署へ情報を提供する。庁内各部署はその情報に基づいて障害者就労施設等から物品等を直接調達する。

6 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成又は見直しをしたときは、市ホームページにより公表する。

(2) 調達実績は、概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

7 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部社会福祉課とする。

8 策定日

令和 8 年 7 月 1 日